

湖南省総合計画審議会会議傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、湖南省総合計画審議会の会議（以下「会議」という。）の傍聴について必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴人の定員)

第3条 一般席の定員は定めない。ただし、会場における適正人員を超える時は、傍聴人の数を制限することができる。

(傍聴の手続き)

第4条 会議を傍聴しようとする者（報道関係者を除く。）は、その都度会議の開催予定時刻までに開催場所の入り口において、会議傍聴人受付簿（別記様式第1号）に記入し、傍聴証（別記様式第2号）の交付を受けなければならない。

2 審議会において、会議を公開しないとする議決があったときは、傍聴証を交付しないものとする。

3 傍聴の受付は、会議開催の15分前より行うものとする。

4 傍聴証の交付を受けた者は、これを着用し、一般席で傍聴することができる。

5 傍聴希望者が、会場における適正人員を超えるときは、先着順により傍聴人を決定する。

6 傍聴証は、交付当日に限り通用するものとし、傍聴を終え、退場しようとするときに返還しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 銃器その他、人に危害を与え、または迷惑を及ぼすおそれのあるものを携帯している者

(2) プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者

(3) はちまき、腕章、たすき、りぼん、ゼッケン及びヘルメットの類を着用し、または携帯している者

(4) ラジオ、拡声器、無線機（携帯電話を除く。）、テープレコーダー、カメラ、ビデオカメラの類を携帯している者（ただし、撮影または録音することにつき、

議長の許可を得た者を除く。)

- (5) 笛、ラッパ及び太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (6) 酒気を帯びていると認められる者
- (7) その他会議を妨害し、他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者
(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。
- (3) 張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等、示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れないこと。
- (6) 携帯電話等については、電源を切っておくこと。
- (7) 他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (8) その他会議の秩序を乱し、または会議の妨害になるような行為をしないこと。
(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第7条 傍聴人は傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りではない。

2 傍聴人は、パーソナルコンピューター、携帯電話などの電子機器等を利用し、会議の内容を中継するなどの行為をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りではない。

(職員の指示)

第8条 傍聴人は、職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴人がこの要領に違反したときは、議長は当該傍聴人を制止し、これに従わないときは退場させることができる。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、議長が審議会で同意を得て別に定める。

付 則

この要領は、平成17年4月28日から施行する。

別記様式第1号（第4条関係）

平成 年 月 日

第 回 湖南省総合計画審議会会議傍聴人受付簿

番号	氏名	住所	電話番号	傍聴証返還
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

別記様式第2号（第4条関係）

湖南省総合計画審議会 傍聴証 No.

別記様式第1号（第4条関係）

平成 年 月 日

第 回 湖南省総合計画審議会会議傍聴人受付簿

番号	氏名	住所	電話番号	傍聴証 返還
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				